

エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化に向けた
関係閣僚会議の開催について

〔令和7年12月26日〕
内閣総理大臣決裁

1. エネルギー、食料等の幅広い分野において、世界のいずれかで発生し得る地政学的リスクに対する、我が国の持続的な対応能力等を確保するため、エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化に向けた関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房長官

構成員 経済安全保障担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
外務大臣
財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防衛大臣

3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。